百六　三條信用組合
百七　都留信用組合
百八　富山県信用組合
百九　金沢中央信用組合
百十　三河信用組合
百十一　滋賀県信用組合
百十二　京滋信用組合
百十三　のぞみ信用組合
百十四　淡陽信用組合
百十五　朝銀西信用組合
百十六　信用組合広島商銀
百十七　山口県信用組合
百十八　香川県信用組合
百十九　福岡県南部信用組合
百二十　大分県信用組合
百二十一　宮崎県南部信用組合
百二十二　奄美信用組合

2　指定期間

市町村長又は特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十七年一月一日から平成二十七年六月三十日までとする。

## ○国土交通省告示第千百八十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第七号及び同条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一条第二項中「取卸し」の下に「等の取扱い」を加え、同条第四項中「、外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ」を削る。

第一条の二第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「ウラン鉱石等当該鉱石中の放射性物質の抽出及び加工に供されるものを除く」を「加工されたものを含む」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一（以下「核分裂性核種」という。）の含有量が合計〇・二五グラム未満の物質並びに天然ウラン及び劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）以外の放射性物質等であって、核分裂性核種及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「核分裂性物質」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの以外のもの

イ　ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下であって、全体に均一に分布しているもの

ロ　硝酸ウラニル溶液のうち、次に掲げる基準に適合するもの

(1)　ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

(2)　プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の〇・〇〇二パーセント以下であること。

(3)　ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上であること。

ハ　ウラン二三五の濃縮度が五パーセント以下であって、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

(1)　一の放射性輸送物当たりのウラン二三五の質量が三・五グラム以下であること。

(2)　一の放射性輸送物当たりのプルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下であること。

(3)　一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が四十五グラム以下であること。

ニ　一の放射性輸送物当たりの核分裂性核種の質量が二グラム以下であって、かつ、一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が十五グラム以下のもの

ホ　一の放射性輸送物当たりの核分裂性核種の質量が四十五グラム以下であって、かつ、一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が四十五グラム以下のもの（専用積載で輸送する場合に限る。）

ヘ　輸送物に収納されているベリリウム、重水素（天然に存在するものを除く。）を含む水素含有物質又は黒鉛その他の炭素原子のみが結合した物質の質量の合計が、当該輸送物に収納される核分裂性核種の質量の合計を超えない場合（当該輸送物全てに対する核分裂性核種の全ての濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超えない場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの基準に適合するもの

(1)　次式において得られる臨界安全指数が十以下であること。

二百五十×（ウラン二三五の質量（グラム）／Z＋他の核分裂性核種の質量（グラム）／二百八十）

この場合において、Zは別表第一による。

(2)　外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であって、次式において得られる臨界安全指数が十以下であり、かつ、別記第三第一号に規定する条件の下に置いた場合に、核分裂性物質の漏えいがなく、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であること。

百×（ウラン二三五の質量（グラム）／Z＋他の核分裂性核種の質量（グラム）／二百八十）

この場合において、Zは別表第一による。

(3)　当該輸送物に収納されている核分裂性核種の質量が十五グラム以下であって、別記第三第一号に規定する条件の下に置いた場合に、核分裂性物質の漏えいがなく、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。この場合において、臨界安全指数は次式により得られる値を用いること。

百×（ウラン二三五の質量（グラム）／四百五十＋他の核分裂性核種の質量（グラム）／二百八十）

輸送物に収納されているプルトニウムの質量が一キログラム以下であって、次に掲げる基準に適合するもの

(1)　当該輸送物に収納されている核分裂性核種の質量の合計が当該輸送物に収納されているプルトニウムの質量の二十パーセント以下であること。

(2)　当該輸送物に収納されているウランの質量が、当該輸送物に収納されているプルトニウムの質量の一パーセント以下であること。

(3)　臨界安全指数は収納されているプルトニウムの質量（グラム）を十で除して得られる値を用いること。

第四条第一号に次のただし書を加える。

ただし、六フッ化ウランにあっては、〇・一キログラム未満のものに限る。

第四条第二号ハ中「放射性物質等を含む機器等（放射性発光文字盤を用いた時計及び装備を除く。）」を「放射性物質等を含む機器等（放射性発光文字盤を用いた時計及び装備を除く。）の外表面に」に改め、同号ハただし書中「、個別に当該機器等に含まれる放射性物質等の放射能量が別表第二第五欄に掲げる数量を超えず」を「、次に掲げるいずれかの場合であって」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　個別に当該機器等に含まれる放射性物質等の放射能量が別表第二第五欄に掲げる数量を超えない場合

(2)　当該機器等の大きさにより、表示することが困難である場合